



第117回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始予定：午前9時15分

開催場所 広電本社ビル3階会議室
広島市中区東千田町二丁目9番29号

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

 インターネットおよび郵送による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

目 次

第117回定時株主総会招集ご通知……………	3
議決権行使についてのご案内……………	5
事業報告……………	7
連結計算書類……………	24
計算書類……………	26
監査報告書……………	28
株主総会参考書類……………	34

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布はございません。



代表取締役社長
仮井 康裕

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、中東情勢の悪化などによる燃料価格の高騰や、国際情勢の緊張に伴う資材・物価上昇など、先行きに不透明感が広がる状況が続いております。地域の暮らしを支える当社グループにとっても、事業運営に影響を及ぼす重要な要素であり、引き続き注視してまいります。

昨年度は軌道線の新路線「駅前大橋ルート」及び「循環線」を開業し、地域交通の利便性向上に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。また、宮島口エリアを中心とした観光事業の強化に向け、同エリアでホテル事業などを展開している株式会社A&Cをグループに迎え、体制を整えてまいりました。

これらの取り組みを踏まえ、本年度は新たに策定した中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2028」の初年度として、電車・バスの快適性向上に加え、不動産事業における社有地の活用や開発の推進、宮島口エリアにおける観光関連サービスの充実を図り、地域の皆さまにより良いサービスの提供をするとともに地域の魅力向上に努めてまいります。

当社グループは、2028年度の財務目標である「ROE4.5%以上」の達成を目標に掲げ、更なる資本効率の改善と企業価値の向上を図るとともに、「安全はすべてに優先する」という不変の原則を守りながら、持続的な成長に向けた基盤づくりを進め、地域社会から信頼される企業グループとしての責務を果たしてまいります。

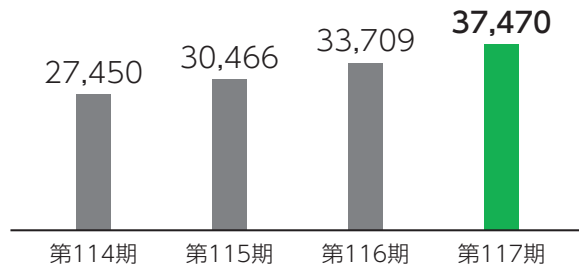
株主の皆さまには、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年6月

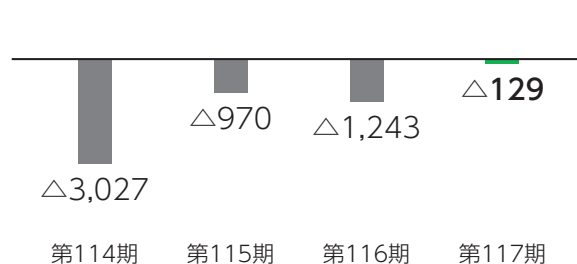
連結業績ハイライト

区 分	第114期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第115期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第116期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第117期 (当連結会計年度) 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業収益 (百万円)	27,450	30,466	33,709	37,470
営業損失(△) (百万円)	△3,212	△1,088	△1,419	△290
経常損失(△) (百万円)	△3,027	△970	△1,243	△129
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	943	656	1,379	1,158
1株当たり当期純利益	31円07銭	21円61銭	45円42銭	38円14銭
総 資 産 (百万円)	94,106	98,398	104,082	108,722
純 資 産 (百万円)	39,220	41,605	42,762	45,523
自己資本比率 (%)	40.8	41.3	40.1	40.8
1株当たり 純 資 産 (円)	1,263.07	1,338.41	1,373.44	1,460.17

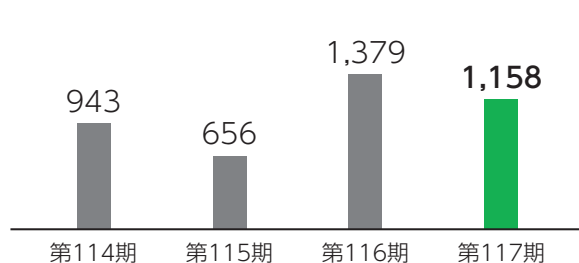
■ 営業収益 (単位：百万円)



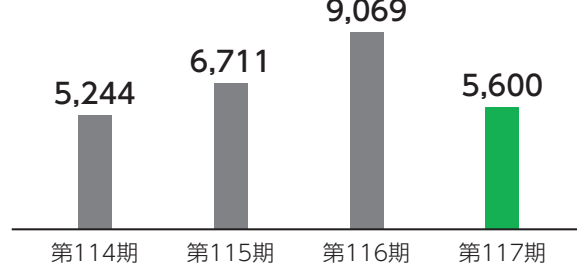
■ 経常損失 (△) (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 設備投資額 (単位：百万円)



株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号
広 島 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 仮 井 康 裕

第117回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第117回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（<https://www.hiroden.co.jp/company/ir/generalmeeting.html>）



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第117期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、前記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに於いて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時15分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書									
広島電鉄株式会社 御中									
株主総会日 2026年 6月26日	議決権の数 _____ 股								
私は上記開催の臨時株主総会（株主総会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。 2026年 6月 日									
（ご留意） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の表示がないとみなして取り扱います。									
<table border="1"><thead><tr><th>議案</th><th>原案に対する賛否</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1号</td><td>賛 ☐ 否 ☐</td></tr><tr><td>第2号</td><td>賛 ☐ 否 ☐</td></tr><tr><td>第3号</td><td>賛 ☐ 否 ☐</td></tr></tbody></table>	議案	原案に対する賛否	第1号	賛 ☐ 否 ☐	第2号	賛 ☐ 否 ☐	第3号	賛 ☐ 否 ☐	基本日現在のご所有株式数 _____ 株 議決権の数 _____ 股 ※議決権の数は1単位ごとに1股となります。 お 留 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へ提出してください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法で議決権行使書のご記入をお願いします。 （有価証券）と（当座）も併せてご記入ください。 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようにご送付いただく方法 ② インターネット（インターネット）でのご記入（※） ※ ②の方法でのご記入は、当社のホームページ（https://www.hiroshima-railway.co.jp）に掲載されている「議決権行使のお願い」をご覧ください。 3. 電子署名を必要とする議決権は、当社の電子署名の取得を要する場合があります。詳しくは、株主総会参考書類の取扱い書をご覧ください。 ☐ 見本 ☐ ログイン用紙 ログインコード _____ パスワード _____ （※）ログインコードは、議決権行使書に記載のコードです。 広島電鉄株式会社
議案	原案に対する賛否								
第1号	賛 ☐ 否 ☐								
第2号	賛 ☐ 否 ☐								
第3号	賛 ☐ 否 ☐								

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

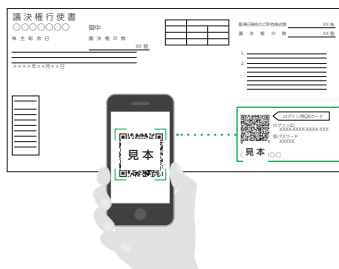
- （注）1. インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

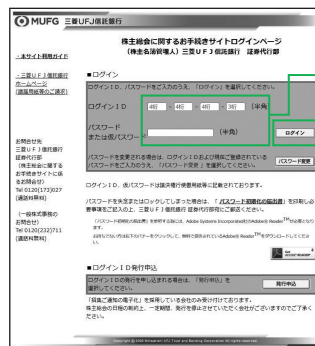
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年月1日から2026年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、訪日旅行者数の増加によるインバウンド需要の拡大や、雇用・所得環境改善の動きが続き、緩やかな回復基調を維持している一方で、中東情勢の悪化等による燃料価格の高騰や、国際情勢の緊張に伴う資材・物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、2025年8月に軌道線の新路線「駅前大橋ルート」を開業し、JR広島駅ターミナルビル2階への乗り入れにより、広島駅周辺の交通利便性と回遊性の向上に寄与しました。また、来広するインバウンド客や国内旅行客の増加、「MOBIRY DAYS」の利便性向上等の交通サービスの維持・向上により、運輸業、観光関連事業の収益が堅調に推移し、不動産業も好調だったためグループ全体として増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して11.2%、3,761百万円増加し、37,470百万円となりました。営業損益につきましては、人件費や経費、減価償却費の増加もありましたが、前連結会計年度の営業損失1,419百万円に対し、290百万円の営業損失となりました。経常損益は、前連結会計年度の経常損失1,243百万円に対し、129百万円の経常損失となりました。特別損失として、「減損損失」と「投資有価証券評価損」を計上し、法人税等も増加したため親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して16.0%、220百万円減少して1,158百万円となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(1)運輸業

鉄軌道事業では、「駅前大橋ルート」の開業や被爆80年に伴う来広者の増加により、利用者数が増加しました。自動車事業では、行楽需要やイベント輸送に対応し、需要動向に応じた運行を継続しました。また、2025年2月に実施した電車・バス運賃改定の効果もあり、鉄軌道事業・自動車事業ともに増収となりました。

海上運送業及び索道業におきましては、2025年度の宮島来島者数は過去最多となり、特に円安を背景としたインバウンド客が大幅に増加した効果もあり、増収となりました。

航空運送代理業におきましては、国内線及び国際線について、受託する路線はほぼ計画通り運航されました。運航機材の小型化や幹線空港への大型機・中型機の投入による減便もありましたが、受託手数料単価の増額が寄与し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して10.7%、2,238百万円増加して23,247百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業損失3,110百万円に対し2,739百万円の営業損失となりました。なお、運行補助金を含めた損益は、前連結会計年度の918百万円の損失に対し、341百万円の損失となりました。

(2)流通業

流通業におきましては、大阪・関西万博の開催、全国高校総体の中国地方開催、好天に恵まれた秋の行楽シーズン等により、高速道路利用者の増加が見られ、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して3.9%、45百万円増加して1,237百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して、145.4%、6百万円増加し、11百万円となりました。

(3)不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、2024年12月にオープンした広島市佐伯区の「イオンタウン楽々園」の土地賃料を通期で計上したこと等により増収となりました。不動産販売業では、広島市南区の分譲マンション「ザ・広島フロント」の物件の引渡し等により、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して17.9%、955百万円増加して6,292百万円となり、営業利益は前連結会計年度と比較して、37.2%、588百万円増加し、2,172百万円となりました。

(4) 建設業

建設業におきましては、官公庁工事の受注は堅調でしたが、民間の建築工事の受注が減少したため減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して7.8%、572百万円減少して6,816百万円となり、営業利益は前連結会計年度と比較して、4.0%、9百万円減少し、235百万円となりました。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ボウリング業では、来場者数は減少したものの、2024年12月に実施した料金改定の効果により、増収となりました。なお、ボウリング業は2026年5月をもって営業を終了することといたしました。ゴルフ業におきましては、「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、コースの維持・整備し、各種プランの拡充、アプリ等を活用した広報活動を実施し、来場者数は増加しましたが、会費収入の減少により減収となりました。一方、ゴルフ練習場では打ち放題メニューの拡充や毎月のイベント実施、練習環境を整える設備投資により、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して1.3%、11百万円増加して、876百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業損失73百万円に対し、26百万円の営業損失となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,600百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	広島駅前大橋ルート・循環線整備	981 百万円
	自動車事業用車両購入（30両）	929
	電車運行管理装置設置工事	824
	国産超低床型路面電車購入（1編成）	605
	獅子岩駅線搬器更新	252

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の有利子負債総額は30,579百万円で、前連結会計年度末と比べ3,800百万円増加しております。

4. 対処すべき課題

当社グループは、人口減少・高齢化や人手不足、施設老朽化等構造的な課題が顕在化する一方、観光回復や都心再開発の追い風を成長に転換すべく、2026年5月に中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2028（2026～2028年度）」を策定いたしました。本中期経営計画では、当社グループの旗印（パーパス）である「広島ワクワクを創造する」のもと、計画に掲げる経営戦略を着実に実行することで、安定した財務基盤の確保と強化を図り、交通サービスの価値向上や新たな収益機会の獲得に挑戦してまいります。さらに、地域社会との協力関係の強化や地域経済への貢献を通じ、地域の持続可能な発展に向けて当社グループとしての社会的責任を果たしていくことに加え、社員一人ひとりの力を最大限発揮できるよう社内環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、新乗車券サービス「MOBIRY DAYS」の拡充により、より使いやすく利便性の高い公共交通サービスの実現を図ってまいります。2026年7月には、MOBIRY DAYSリーダにおけるICOCA等の交通系電子マネー及びWAONの取り扱いを開始する等、さらなる利便性向上に取り組みます。今後もお客さまの声を踏まえ、継続的にアップデートしてまいります。また、2026年3月には軌道線の新線「循環線」を開業し、広島にお住まいの方や観光で訪れる方の利便性向上に加え、都心部の回遊性向上にも寄与しております。引き続き、まちの回遊性向上とにぎわい創出に貢献できる事業を展開してまいります。

鉄軌道事業では、電車連接車両のワンマン運行の拡大や運行管理の集中管理システムの導入による運行の効率化に加え、技術部門のDX化推進や検査業務の一部を外注化すること等による業務の省力化を図ってまいります。

自動車事業では、広島市と広島県内のバス事業者8社が設立した「一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま」と連携し、路線の最適化、利用促進、リソースの共有等に取り組んでまいります。

海上運送業におきましては、2026年度は世界遺産登録30周年という節目の年ということもあり、新規クルーザー事業の開始やグループ内での連携強化等、この好機を活かす取り組みを行ってまいります。

索道業におきましては、物価上昇等により、運営経費の増加が予想されますが、経費の削減と輸送の安全確保の設備投資の両立に取り組んでまいります。

航空運送代理業におきましては、安全運航の堅持に努め、社員のスキル向上やマルチ資格者の養成、研修・教育を柔軟に計画することで、増便及び新規路線の就航に応需できる体制を整えてまいります。

(2) 流通業

流通業におきましては、山陽自動車道の宮島サービスエリア店舗につきまして、仕入価格高騰に対する原材料の見直しと価格転嫁、繁忙期の人員効率化、老朽化機材への対応、仕出し弁当等の販路拡大に全社一丸で取り組み、収益確保に努めてまいります。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、分譲マンション事業を戦略的に実行し、安定して収益を確保するとともに、他事業者との協業にも積極的に取り組み、新たなビジネスチャンスの獲得を目指してまいります。また、CRE戦略による社有地の有効活用・高度利用によって資産価値の最大化を図り、安定した収益源を創出してまいります。

(4) 建設業

建設業におきましては、慢性的な人手不足の中で、働きやすい職場環境の整備による人材確保、DX化等による更なる業務効率化や生産性の向上に努めるとともに、工事が終盤に差し掛かっている広島駅前大橋ルート整備事業やRC造マンションの施工事業、広島市安佐南区の大塚中央地区の戸建住宅販売事業等着実に進めてまいります。また、公共工事や民間の大型案件の受注に積極的に取り組み、新たな収入源となる宅地の新規開発の検討も進めてまいります。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、全施設とも引き続き安全・快適な施設環境を提供するとともに、原価の高騰に対応するため、費用の見直しにも努めてまいります。

広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、顧客の高齢化に対応したコース設定を新たに導入することや、ジュニア層向けのラウンド体験を実施する等、安定した収益確保に向けた取り組みを行ってまいります。

広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」では、2026年2月に導入した弾道測定器「トラックマンレンジ」のさらなる周知に努めるとともに、質の高い練習環境の提供を通じて、来場者数の増加を図ってまいります。

2026年2月に広電グループに加入した(株)A&Cが運営する宮島口の「宮島コーラルホテル」におきましては、適切な設備改修を進めることで宿泊者の評価をより一層高め、稼働率のさらなる向上に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期	第115期	第116期	第117期 (当連結会計年度)
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業収益 (百万円)	27,450	30,466	33,709	37,470
経常損失 (△) (百万円)	△3,027	△970	△1,243	△129
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	943	656	1,379	1,158
1株当たり当期純利益	31円07銭	21円61銭	45円42銭	38円14銭
総 資 産 (百万円)	94,106	98,398	104,082	108,722
純 資 産 (百万円)	39,220	41,605	42,762	45,523

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、 ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	ホテル業、飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

7. 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

8. 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

(1) 当社

事 業 所 名	所 在 地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 営業課（千田） 営業課（西広島）	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 広島中央営業所 広島南営業所 広島北営業所 呉中央営業所	広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市西区小河南町 広島県呉市築地町
不動産事業	広島市中区東千田町

(2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所 在 地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

9. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	1,857 名	△17 名
流通業	19	△1
不動産業	184	+13
建設業	104	+16
レジャー・サービス業	77	+48
合 計	2,241	+59

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,600 名	△5 名	48.4 歳	17.3 年

(注) 出向者50名を含み、休職者13名、労働組合専従者5名、臨時雇・嘱託174名を含んでおりません。

10. 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	7,169 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,491
株式会社山陰合同銀行	2,290
独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	2,012
日本生命保険相互会社	1,850
三井住友信託銀行株式会社	1,742
株式会社みずほ銀行	1,705
広島信用金庫	1,514
株式会社中国銀行	1,480
株式会社日本政策投資銀行	1,438

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 120,000 千株
- (2)発行済株式の総数 30,445 千株
- (3)株主数 8,061 名 (前事業年度末比+817名)
- (4)大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2
いすゞ自動車株式会社	300	1.0
出光興産株式会社	284	0.9
一般財団法人多山報恩会	250	0.8
株式会社大林組	232	0.8

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (50,448株) を控除して計算しております。
2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として取締役へ交付した株式の状況

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式12,269株	6名

2. 会社役員の状況

(1)取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	棕 田 昌 夫		(株)グリーンバース・ヒロデン 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役会長
代表取締役社長	仮 井 康 裕		宮島松大汽船(株) 代表取締役会長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)A&C 代表取締役会長
専 務 取 締 役	横 田 好 明	経営企画本部長（委嘱）	広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長
常 務 取 締 役	瀬 崎 敏 正		広電建設(株) 代表取締役社長
常 務 取 締 役	岡 田 茂		(株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長
取 締 役	立 岩 薫		
社 外 取 締 役	田 村 興 造		
社 外 取 締 役	平 田 か お り		
社 外 取 締 役	戸 井 佳 奈 子		
常 勤 監 査 役	平 町 隆 典		
社 外 監 査 役	渡 辺 泰 朗		
社 外 監 査 役	片 山 一 俊		

- (注) 1. 取締役田村興造氏、平田かおり氏および戸井佳奈子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡辺泰朗氏および片山一俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡辺泰朗氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役片山一俊氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 2025年6月27日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役荒本徹哉氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2025年6月27日開催の取締役会において、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
仮 井 康 裕	代 表 取 締 役 社 長	
瀬 崎 敏 正	常 務 取 締 役	地域共創本部、不動産事業本部、広報・ブランド戦略室担当
岡 田 茂	常 務 取 締 役	経営管理本部、経営企画室、DX・IT戦略室担当

2025年10月21日開催の取締役会において、2025年10月17日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
横 田 好 明	専 務 取 締 役	人財管理本部、電車事業本部、バス事業本部、広島東部事業本部、交通技術研究室担当、人財管理本部長（委嘱）、広島東部事業本部長（委嘱）、広島東部営業部長（事務取扱）

2026年1月19日開催の取締役会において、2026年2月11日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
横 田 好 明	専 務 取 締 役	経営企画本部長（委嘱）
瀬 崎 敏 正	常 務 取 締 役	
岡 田 茂	常 務 取 締 役	
立 岩 薫	取 締 役	

取締役が「経営戦略の策定」、「経営の意思決定」、「業務執行の監督」の役割に専念する体制とし、業務執行を執行役員に権限移譲することでガバナンス機能の強化と経営の効率化を図っています。

（参考）当社は、執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在の執行役員の地位・担当は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
末 松 辰 義	執 行 役 員	地域共創本部長
小 島 亮 二	執 行 役 員	経営管理本部長
山 根 辰 夫	執 行 役 員	交通政策本部長
東 耕 一	執 行 役 員	電車事業本部長
八 木 康 夫	執 行 役 員	バス事業本部長
立 石 一 朗	執 行 役 員	不動産事業本部長
嶋 治 美 帆 子	執 行 役 員	監査室担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年6月17日に制定した取締役報酬内規（以下、「内規」という。）を踏まえ、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、2021年2月12日開催の取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を制定しております。

また、2021年6月21日開催の取締役会において、報酬諮問委員会の設置、決定方針および内規の改定を決議し、2021年6月29日に報酬諮問委員会を設置いたしました。

株式報酬については、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、2024年5月14日開催の取締役会決議により、決定方針および内規を改定し、2024年6月27日開催の第115回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

イ. 決定方針の内容の概要

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

当社の事業は運輸業を中心とする公共性の高い事業であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、将来に向けて持続可能で安定した企業経営を継続して推進するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の個人別の報酬等は、「基本報酬」と中長期的な企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして付与すると共に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする「株式報酬」で構成し、別に定める「取締役報酬内規」および「取締役株式報酬規程」に基づき、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、以下のとおり決定するものとする。

「基本報酬」は金銭報酬とし、役職、担当職務、在籍年数、年度業績および各取締役の業績寄与度等を勘案して定め、月額固定報酬として支給する。「株式報酬」は、譲渡制限付株式報酬とする。株主総会で決議された報酬額の範囲内において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、金銭報酬債権を役職別に支給する。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得るものとする。

取締役の個人別の報酬等の額について、各取締役の基本報酬は、取締役会における代表取締役一任の決議によって、代表取締役が報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定する。株式報酬は、対象取締役に対してその払込金額と同額の金銭報酬債権を現物出資する譲渡制限付株式報酬とし、支給額、支給時期および配分等については、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会において決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針および内規により決定することを2025年6月16日に開催した報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得ております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容について、2025年6月27日開催の取締役会において、各取締役の基本報酬を決定方針および内規により代表取締役一任とすることを決議しております。これにより、取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。当社の中長期的な企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして付与すると共に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2024年6月27日開催の第115回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、また、上記の報酬限度額のうち、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額250百万円以内とすること、割り当てる譲渡制限付株式の上限を年2万株以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。

また、監査役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得て、2025年6月27日開催の取締役会において、代表取締役会長棕田昌夫氏および代表取締役社長仮井康裕氏に取締役の個人別の報酬等の額の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したからであります。

なお、代表取締役は決定方針および内規により、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額を決定することにしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人数
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	203 百万円 (21)	196 百万円 (21)	6百万円 (－)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	34 (16)	34 (16)	－ (－)	3 (2)
計	237	231	6	13

- (注)1. 業績連動報酬の支給はありません。
2. 上記支給額には、2025年6月27日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の報酬額を含んでいます。
3. 取締役（社外取締役は除く）の報酬は、基本報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、非金銭報酬の割当ての条件等は、「（2）取締役および監査役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、また、その交付状況は、「Ⅱ会社の現況（5）当期中に職務執行の対価として取締役へ交付した株式の状況」に記載したとおりであり、上記の非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。
- 社外取締役および監査役の報酬は基本報酬のみとしております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田 村 興 造	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、取締役、補欠監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	平 田 かおり	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として、特に人事・労務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの人事戦略の推進等について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、また、女性の取締役としてダイバーシティの推進にも寄与すべく積極的な意見・提言を行っております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、取締役、補欠監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	戸 井 佳奈子	2025年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回に出席し、金融・経済における学識として観光ビジネスにも造詣が深く、当社グループが推し進める移動しやすい街づくり・賑わいづくりについて、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、上記就任以降、当事業年度に開催された委員会5回に出席し、取締役、補欠監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。

イ. 社外監査役

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	渡 辺 泰 朗	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、金融機関での豊富な経験と財務および会計に関する幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、取締役、補欠監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることに貢献しております。
社外監査役	片 山 一 俊	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、取締役、補欠監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることに貢献しております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4 百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬0百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

主に税務に関するアドバイザー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	17,734
現金及び預金	3,266
受取手形、売掛金及び契約資産	4,474
販売土地及び建物	3,022
未成工事支出金	288
商品及び製品	59
原材料及び貯蔵品	955
その他	5,678
貸倒引当金	△10
固定資産	90,987
有形固定資産	74,777
建物及び構築物	19,775
機械装置及び運搬具	5,972
土地	45,894
建設仮勘定	208
その他	2,925
無形固定資産	2,113
借地権	29
のれん	52
その他	2,031
投資その他の資産	14,096
投資有価証券	11,283
長期貸付金	25
繰延税金資産	364
退職給付に係る資産	1,675
その他	876
貸倒引当金	△129
資産合計	108,722

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	29,987
支払手形及び買掛金	1,956
短期借入金	15,476
未払金	5,099
未払法人税等	330
未払消費税等	325
未払費用	964
預り金	2,151
賞与引当金	1,185
役員賞与引当金	25
その他	2,471
固定負債	33,221
長期借入金	15,102
繰延税金負債	3,288
再評価に係る繰延税金負債	9,924
退職給付に係る負債	799
その他	4,096
負債合計	63,199
純資産の部	
株主資本	17,882
資本金	2,335
資本剰余金	2,027
利益剰余金	13,565
自己株式	△45
その他の包括利益累計額	26,490
その他有価証券評価差額金	4,468
土地再評価差額金	21,404
退職給付に係る調整累計額	617
非支配株主持分	1,150
純資産合計	45,523
負債純資産合計	108,722

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		37,470
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	31,102	
販売費及び一般管理費	6,658	37,760
営業損失		290
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	325	
持分法による投資利益	77	
その他	102	510
営業外費用		
支払利息	332	
その他	16	349
経常損失		129
特別利益		
固定資産売却益	74	
投資有価証券売却益	76	
工事負担金等受入額	3,847	
運行補助金	2,397	
その他	9	6,406
特別損失		
固定資産除却損	115	
固定資産圧縮損	3,837	
減損損失	649	
投資有価証券評価損	162	
その他	77	4,843
税金等調整前当期純利益		1,433
法人税、住民税及び事業税	192	
法人税等調整額	△43	149
当期純利益		1,284
非支配株主に帰属する当期純利益		125
親会社株主に帰属する当期純利益		1,158

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	11,438
現金及び預金	1,548
未収運賃	123
未収金	6,349
未収収益	30
短期貸付金	11
販売土地及び建物	2,417
貯蔵品	850
前払金	26
前払費用	27
その他の流動資産	52
固定資産	81,569
鉄・軌道事業固定資産	20,338
自動車事業固定資産	14,433
不動産事業固定資産	29,430
各事業関連固定資産	2,665
建設仮勘定	141
投資その他の資産	14,559
関係会社株式	2,653
投資有価証券	9,824
長期貸付金	1,605
前払年金費用	777
その他の投資等	1,049
貸倒引当金	△1,350
資産合計	93,007

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	27,509
短期借入金	16,274
未払金	5,574
未払費用	642
未払法人税等	83
未払消費税等	36
預り連絡運賃	235
預り金	907
前受運賃	926
前受金	1,230
前受収益	149
賞与引当金	923
その他の流動負債	525
固定負債	28,695
長期借入金	12,924
繰延税金負債	2,307
再評価に係る繰延税金負債	9,924
退職給付引当金	73
その他の固定負債	3,464
負債合計	56,205
純資産の部	
株主資本	10,985
資本金	2,335
資本剰余金	1,973
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	1
利益剰余金	6,717
利益準備金	225
その他利益剰余金	6,492
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	6,491
自己株式	△40
評価・換算差額等	25,816
その他有価証券評価差額金	4,412
土地再評価差額金	21,404
純資産合計	36,802
負債純資産合計	93,007

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄・軌道事業		
営業収益	8,060	
営業費	8,708	
営業損失		647
自動車事業		
営業収益	10,297	
営業費	11,847	
営業損失		1,549
不動産事業		
営業収益	6,228	
営業費	4,088	
営業利益		2,140
全事業営業損失		56
営業外収益		
受取利息及び配当金	552	
その他の収益	82	634
営業外費用		
支払利息	328	
その他の費用	25	353
経常利益		224
特別利益		
固定資産売却益	68	
投資有価証券売却益	76	
工事負担金等受入額	3,831	
運行補助金	1,282	
その他	6	5,265
特別損失		
固定資産除却損	160	
固定資産圧縮損	3,805	
減損損失	407	
投資有価証券評価損	162	
その他	65	4,601
税引前当期純利益		888
法人税、住民税及び事業税	△62	
法人税等調整額	△42	△104
当期純利益		993

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 原 和 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 原 和 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事務を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 平 町 隆 典 ㊟

社外監査役 渡 辺 泰 朗 ㊟

社外監査役 片 山 一 俊 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、運輸業を中心とする公共性の高い業種であり、安全性の確保を最優先としつつ、将来に向けて継続的に安定した企業経営を推進するための投資に必要な資金の額や中長期的な業績の動向を勘案しながら安定配当を継続して実施できることを利益配分に対する基本方針としております。

当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財務状況や今後の見通しなどを慎重に検討いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円00銭 総額243,160,416円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	棕 田 昌 夫 (むくだ まさお)	代表取締役会長	13回／13回
2	再任	仮 井 康 裕 (かりい やすひろ)	代表取締役社長	13回／13回
3	再任	横 田 好 明 (よこた よしあき)	専 務 取 締 役	13回／13回
4	再任	瀬 崎 敏 正 (せざき としまさ)	常 務 取 締 役	13回／13回
5	再任	岡 田 茂 (おかだ しげる)	常 務 取 締 役	13回／13回
6	再任	立 岩 薫 (たていわ かおる)	取 締 役	13回／13回
7	再任 社外 独立役員	戸 井 佳奈子 (とい かなこ)	取 締 役	10回／10回
8	新任 社外 独立役員	中 川 智 彦 (なかがわ ともひこ)	—	—
9	新任 社外 独立役員	濱 野 滝 衣 (はまの たきえ)	—	—

(注) 戸井佳奈子氏の出席回数は、2025年6月27日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者 番 号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	再任 むくだ まさお 棕田 昌夫 (1946年11月24日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1969年 3 月 当社入社 2003年 6 月 当社取締役 M・S カンパニープレジデント 2008年 6 月 当社常務取締役 2010年 6 月 当社専務取締役 2013年 1 月 当社代表取締役社長 2024年 6 月 当社代表取締役会長（現在） （重要な兼職の状況） (株)グリーンバーズ・ヒロデン 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役会長	74,594株
	取締役候補者とする理由 棕田昌夫氏は、2013年 1 月に当社代表取締役に就任して以降、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	再任 かりい やすひろ 仮井 康裕 (1959年9月25日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1983年 3 月 当社入社 2002年 6 月 エイチ・ディー西広島株式会社 代表取締役社長 2013年 6 月 当社取締役 呉バスカンパニープレジデント 2014年 1 月 当社取締役 バス事業担当、バス事業本部長 2020年 6 月 当社常務取締役 2021年 6 月 当社専務取締役 交通政策本部、人財管理本部、 交通技術研究室担当 2022年 6 月 当社代表取締役専務 2024年 6 月 当社代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） 宮島松大汽船(株) 代表取締役会長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)A&C 代表取締役会長	15,794株
取締役候補者とする理由 仮井康裕氏は、2022年6月に当社代表取締役に就任して以降、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	再任 よこ た よしあき 横田 好明 (1963年5月8日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1988年 3 月 当社入社 2015年 6 月 当社取締役 経営企画本部長 2020年 6 月 当社常務取締役 経営企画本部長、バス事業本部長 2024年 6 月 当社専務取締役（現在） （重要な兼職の状況） 広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長	12,735株
取締役候補者とする理由 横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、人事、電車、バス事業を統括する業務を含めた当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	再任 せーざき としまさ 瀬崎 敏正 (1966年3月15日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年 3 月 当社入社 2015年 6 月 当社取締役 不動産事業本部長 2021年 6 月 当社常務取締役 不動産事業本部長 2026年 2 月 当社常務取締役 (現在) (重要な兼職の状況) 広電建設(株) 代表取締役社長	12,235株
	取締役候補者とする理由 瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の分譲・販売、賃貸および開発の他、保守管理を含めた不動産事業全般において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	再任 おかだ しげる 岡田 茂 (1966年2月10日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年 3 月 当社入社 2015年 6 月 当社取締役 経営管理本部長 2021年 6 月 当社常務取締役 経営管理本部長 2026年 2 月 当社常務取締役 (現在) (重要な兼職の状況) (株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長	12,735株
	取締役候補者とする理由 岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、財務、総務、広報等に関する業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任 たていわ かおる 立岩 薫 (1958年2月1日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1981年4月 広島市採用 2010年4月 広島市道路交通局都市交通部長 2013年4月 広島市道路交通局次長 2015年4月 広島市安佐北区長 2018年4月 当社入社・参与 2018年6月 当社取締役 交通政策部担当 2026年2月 当社取締役（現在）	8,476株
取締役候補者とする理由 立岩薫氏は、2018年に当社取締役役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を活かし、交通政策に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
7	再任 社外 独立役員 と い か な こ 戸井 佳奈子 (1961年2月1日生) 取締役会への出席状況 10/10回	2011年4月 安田女子大学 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 教授 2013年4月 同大学 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 学科長 2015年4月 同大学 現代ビジネス学部 国際観光ビジネス学科 教授 同大学 現代ビジネス学部 国際観光ビジネス学科 学科長 2024年3月 広島県観光立県推進会議 委員（現在） 2025年6月 当社取締役（現在） 2026年4月 安田女子大学 現代ビジネス学部 学部長兼国際観光 ビジネス学科長（現在） 2026年4月 広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会 委員（現在）	なし
社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 戸井佳奈子氏は、金融・経済における学識者であり、観光ビジネスにも造詣が深く、当社グループが推し進める移動しやすい街づくり・賑わいづくりについて、客観的な視点で意見、助言を行っていただけることを期待しております。学生との関わりを通じ若い世代の価値観や見解を共有していただけること、女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れていることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	新任 社外 独立役員 なかがわ ともひこ 中川 智彦 (1963年3月23日生) 取締役会への出席状況 —	1987年 4 月 広島ガス(株)入社 2013年 6 月 同社執行役員 経営統括本部 原料部長 2016年 6 月 同社取締役執行役員 生産事業部長 資材部、原料部担当 2019年 4 月 同社取締役 常務執行役員 経営企画部長 秘書部、人事部担当 2023年 4 月 同社取締役 常務執行役員 秘書部、経営企画部、環境・社会貢献部、人事部、デジタル戦略推進部担当 2024年 4 月 同社代表取締役社長 社長執行役員（現在）	なし
社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 中川智彦氏は、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけることを期待しております。また、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。			
9	新任 社外 独立役員 はまの たきえ 濱野 滝衣 (1976年3月3日生) 取締役会への出席状況 —	2016年 1 月 広島弁護士会弁護士登録 2016年 1 月 大本卓志法律事務所入所 2020年 4 月 広島市情報公開・個人情報保護審査会委員 2022年 4 月 広島弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員 2024年 4 月 広島弁護士会災害対策委員会副委員長 2024年 4 月 広島大学法学部客員准教員 2025年 4 月 国家戦略特区広島県・今治市雇用労働相談センター相談員（現在）	なし
社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 濱野滝衣氏は、弁護士として、特に人事・労務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略の推進について、客観的な視点で独立性をもって意見・助言を行っていただけることを期待しております。女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れていることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 戸井佳奈子氏、中川智彦氏および濱野滝衣氏は社外取締役候補者であります。なお、戸井佳奈子氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第28条により、社外取締役戸井佳奈子氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、同氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。なお、中川智彦氏および濱野滝衣氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。

5. 当社は、戸井佳奈子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
中川智彦氏および濱野滝衣氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
6. 候補者戸井佳奈子氏の戸籍上の氏名は、鈴木佳奈子であります。

(ご参考)

本総会において、第2号議案が原案どおり可決された場合の当社における取締役が有する知識と経験（スキルマトリックス）です。

氏名	当社での 地位	専門性・経験						
		1	2	3	4	5	6	7
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	労務管理・ 人材開発	運輸・ 交通政策	不動産・ まちづくり	レジャー・ 観光
棕 田 昌 夫	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●	
仮 井 康 裕	代表取締役社長	●	●	●	●	●		●
横 田 好 明	専務取締役	●		●	●	●		●
瀬 崎 敏 正	常務取締役	●		●			●	
岡 田 茂	常務取締役	●	●	●				
立 岩 薫	取締役					●	●	
戸 井 佳奈子	社外取締役		●					●
中 川 智 彦	社外取締役	●	●	●				
濱 野 滝 衣	社外取締役			●	●			

上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を示すものではありません。

第3号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
社外 独立役員 かわかみ せいいち 川上 清一 (1948年6月5日生)	1967年 4 月 広島国税局入局 2000年 7 月 瀬戸税務署長 2003年 7 月 松江税務署長 2007年 7 月 広島西税務署長 2008年 8 月 税理士開業（現在） 2015年 6 月 中国塗料(株)社外監査役 2019年 6 月 当社社外監査役	1,500株
補欠の社外監査役候補者とする理由 川上清一氏は、税理士として豊富な経験・実績・見識を有しており、税務および会計に関する知識をもって2019年から2023年まで当社の社外監査役を務めており、職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 川上清一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定です。
3. 川上清一氏が就任した場合、当社は改めて同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、川上清一氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

広電本社ビル 3 階会議室

広島市中区東千田町二丁目 9 番29号



【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1 号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ・ 7 号線（横川駅～紙屋町西～広島港）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。